

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成18年12月11日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

12月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第68号所管分の審査	2
質疑（野原委員、本保委員）	
議案第81号、議案第82号の審査	5
質疑（野原委員、本保委員）	
議案第72号、議案第73号の審査	12
採決	12
請願第2号の審査	13
請願紹介議員説明（野口議員）	
質疑（木村委員）	
閉会の宣告	15

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年12月11日(月) 午前10時 開会
午前11時14分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 原田平
委員 本保加津枝 委員 野原修

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
土木下水道部長 山脇 智 同部次長兼下水道管理課長 宮川茂行
同部参事兼交通対策課長 水田和男 下水道業務課長 石川裕司
下水道管理課参事 山口 繁 同課参事 渡場修一
請願紹介議員 野口 博

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局主幹 日垣智之

1. 審査案件(審査順)

議案第68号 平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第81号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第82号 摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第72号 淀川右岸水防事務組合同規約の一部を変更する規約制定の件
議案第73号 安威川、淀川右岸流域下水道組合同規約の一部を変更する規約制定の件
請願第2号 下水道使用料金の値上げ中止を求める請願

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

市長。

○森山市長 おはようございます。きょうは、皆さん方にはお忙しい中、委員会にご参集賜りまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で付託された案件についてご審査を賜るわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

私は一たん退席いたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は本保委員を指名します。審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第68号所管分の審査を行います。本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

野原委員。

○野原委員 おはようございます。それでは質問をさせていただきます。まず1点、補正予算書5ページの交通指導業務委託事業につきまして、平成19年から平成21年度、3か年計画で2,423万4,000円出ております。このご説

明をよろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 交通指導員の債務負担行為の内容でございます。17年度までは法人の都市交通問題調査会が、違法駐車防止にかかる重点地域を指導してまいったところでございます。都市交通問題調査会の解散によりまして、18年度から競争入札による業者の指導というか、18年度におきましては単年契約で実施してきた経過がございます。

内容といたしましては、従来違法駐車防止啓発指導にあわせまして、子どもの安心安全のパトロールも仕様書の中に盛り込みまして、18年度は活動してきた経過がございます。19年度以降につきましては、やはり平成18年度の成果も踏まえながら、複数年契約で3年間でございますけれども考えておりまして、コストの削減も含めたことを勘案して、複数年契約を行う予定でございます。

なぜその複数年契約かと申しますと、先ほど申しました安心安全事業は大阪府警本部の青色パトロール、青色回転灯ですね、それを回転するためには大阪府警の講習を受けなければならないというふうなことがございまして、その手続きが新規でありますと約6か月ぐらいの日数が要するというので、単年度になりますと、当然その期間が活動できないということがございまして、今回、複数年契約という形で考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 今、青色パトロールの安心安全という形を踏まえて、一応3か年という形でお聞きして、単年度ではそういう警察の講習とかいう形で、なかなか6か月間というブランクがあるので、一応3年間ということをお聞きしたんですけど、これから大阪府下でも、今駐車違

反に関しましてはすごく厳しくなってきた、昔のような違法駐車というのが何か摂津市でも、だんだん府下全体で少なくなってきたという形ではあります、今の説明では、一応これは青色パトロールカーという形のものも合算で踏まえた形の中のものの方で、一応3か年でやる方が、単年度で契約するよりは、そういう整備もできるし単価も安くなるという形で、そういう3か年計画になったということの理解でいいんかただけ、ちょっとお聞かせいただきたいと思ます。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 単年度契約になりますと、仮に業者が変わりますと、やはり違法駐車そのものの指導もある程度研修も行わなければならない。複数年契約になりますと、仮に新規の業者がもしなりましたとしても、その安心安全パトロールの講習も含めた中で、若干の時間ロスはございますけれども、3年間というスパンを見ますと、後は継続していけるのではないかと考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 それでは、最後に1点。これ一応3年契約という形になってますが、これは競争入札というんか、どういう形でこの業者が決まっていくのかそこだけちょっと最後にお聞かせください。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 これは、まず仕様書に基づきまして業者を限定していきたいと。もちろん違法駐車の防止の指導員でございますので、やはり交通誘導資格の2級というのが最低条件と、それと、今回、道路交通法の改正によりまして駐車監視員の資格を持った者が現場責任者ということの条件をつけておりました。

て、必然的にそういう資格があるということになりますと、警備業法で言われている警備会社がほぼ対象になってくるのではないかなと。もちろん市の登録されている業者を選定ということになります。もちろん競争入札という形で今回も考えておりますので、よろしくお願いたします。

○山本靖一委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

本保委員。

○本保委員 野原委員の方から、この内容についてはお尋ねがありまして、お答えいただきましたので理解はできましたところですけども。今お話の中で、青色パトロールの講習に時間をかけていただいとのお話がありましたけれども、これにつきまして人員の募集等、どういった形で行われるのか、お聞かせいただきたいと思ます。

もう1点は違法駐車の防止に対してというお答えがありましたけれども、まだこの近々本当に市役所周辺でも、日常的にもう当然のように不法駐車がありまして、市民の方がもう何度もご相談をいただきまして、警察の方にも直接お願をして取り締まっていたくんですけども、そういった日常的、恒常的に行われている不法駐車の取り締まりの強化につきましては、もうこういった形で契約をされて、その後どのような形で行っていくかという計画をされているのか、計画があれば教えていただきたいと思ます。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 違法駐車とそれから安全安心のパトロールの要員さんの募集内容ということでございますけど、これはもちろん警備会社の中でそういう資格を持った者が現場の方で指導を行うと。違法駐車の重点地域がございまして、

千里丘駅周辺と、それから正雀の駅周辺。それとあわせてパトロールの形の使用してます車で、重点地域以外の地域、主に鳥飼地域なんですけれども、それを車でパトロールしているという状況でございます。もちろんそれは従来からの同じような啓発の内容でございます、千里丘では東側におきましては2名で、その路線をパトロールすると。千里丘西側につきましては1名とか、正雀も1名で配置。これは1週間の中でそういう千里丘東、西、正雀というふうなサイクルで計画の日程をつくっております、その安心安全パトロールにつきましては鳥飼地域、約週2回にはなるんですけれども、車で鳥飼地域をパトロールいたします。その1日の中で違法駐車のパトロールと、それと安心安全のパトロールをその中で時間割をつくっております、約午後2時から安心安全パトロールの開始と。安心安全パトロールにつきましては、学校校区ごとに分けております、例えば、きょうもしパトロールの日にちであれば、きょうは一中校区とか二中校区とか、そういうふうな計画でもって行っております。もちろん違法駐車のパトロールが、その安心安全パトロールもあわせて、同じ人間でやっているというふうな状況でございます。

それから、2点目の取り締まりの関係で、恐らく交通指導員とのかかわりということで理解しますが、交通指導員はもちろん啓発活動でございますので、取り締まりそのものの権限がございません。ただ、指導の中身としましては、やはりできる限りその車を排除するというふうな形をとっております、まずは所有者を探す。事業所の付近であれば、事業所に出向きまして、そういう車の移動をお願いするというふうな、こういう言い

方は何なんですけども、そういう事業者にもそういうコミュニケーションを図って、指導員が来たら声をかけるとのけていただくような、そういうことを含めた活動をやっておりまして、悪質な車両につきましては、もちろん警察の方へ通報という形をとりまして、最終的に、移動するまで指導員が確認するというふうな段取りで行っております。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。この今お聞きしました状況の中では、十分な撤去に至るまでの調査ですとか指導というのは、なかなか難しいのではないかとこのように思いましたけれども、今おっしゃったように、警察ともよく連携を図っていただいて、やはり特に市役所周辺も日中大変多いと。早朝とか退社時間等にも、そういう不法駐車で非常に危険であるというようなお声もたくさんいただいておりますので、こういったものも含めまして、この不法駐車を取り締まりの強化というものを、やはりしっかりと図っていただきたいなと思っております。

この青色パトロールも、巡回しながらということですので、その両立ができるような、やはり内容にやっぱりしていただくことと、このパトロールの運転をしていただいている方の指導の充実というものを、今後ともお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第81号及び議案第82号の審査を行います。本2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野原委員。

○野原委員 それでは81号、自動車駐車場条例の一部を改正する条例に関して質問させていただきます。

1点目、フォルテ自動車駐車時間延長がなされていない理由を、まずお聞かせください。

2点目、南摂津、一津屋などの休場日の取り扱いについて聞かせてください。

3点目、駐車場の料金上限を設けた背景。周りの駐車場との整合性についてお聞かせください。

4点目、現在の駐車場の利用状況はどうなっているか。また、上限を設けることで利用状況はどのような変化を予想されているのかお聞かせください。

5番目としまして、これは第82号、自転車駐車場条例に関しましてでございます。定期使用料が2,500円から2,000円に値下げした理由をお聞かせください。

6番目としまして、1か月、3か月定期利用者の割合はどのようになっているのか。また、1か月、3か月定期料金の割引によって、収入がどの程度減額になるのか、収入減に対する収支バランスはどのように考えられているのか、どう対応されるのかお聞かせいただきたいと思っております。

7番目としまして、時間延長の、今現在は6時から11時までだったのが、午前5時から午前1時までとなって、利用者の増加をどのように見込んで、どのようなメリットを考えられているのか。これは多分、上の1階のフォルテの周りに駐輪ラックができた関係とのことで、こ

りだけ延長されたと思うんですけど。

8番目、学生の原付が一般と同額になった理由をお聞かせください。

最後に、最近駐車違反がすごく、先ほどのことでも厳しくなっている現状の中で、府下でも今問題になっている自動二輪の駐車場について、どのように考えられているのか。

以上、お聞かせください。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 自動車のフォルテ摂津の時間延長がなされていないという理由でございます。これ当初自動車の方も時間延長ということも考えておりましたが、自動車の場合、利用率がなかなか上がってこないということも含めまして、仮に時間延長いたしますと、やはりその設備的なもの、それから人件費的なもの、約500万円ぐらいかかります。それをもし仮に行う場合に、そういうふえる要素がないということで、今回は見送らせていただきました。ただ、上限を決めたことによって、その利用状況によりまして関係上、今後その辺の検討課題ということで、私どもは考えております。

それから、休場日の取り扱いということでございますけれども、これは全施設とも時間が制限ございまして、時間を超えますと出れないということとなっております。ただ、料金設定の中では供用時間外と休場日については加算制を設けておられまして、当然出せないのにそういう状況があると。今回、そういう上限を設けることによって利用を図るということもありますので、休場日につきましては、もう料金をいただかないと。現状としましては、もうそういう休場日の中にとめ置きというのはもうないというようなこともございます。ただ、これまでの中では数件そういうとめ置きということ

もございましたけれども、現状としては
余り見かけないということで、そういう
取り扱いということで考えております。

それから、駐車場の上限の背景とい
いますか、なぜそういうふうにしたのかと
いうことでございますけど、もちろん自
動車の駐車場につきましては、やはり民
間の駐車場の料金設定がかなり安いと。
その民間の駐車場の料金設定を見ますと、
利用者にとってはやはり安心感を与える
のではないかなと。上限を決められると、
なかなかそのとめやすい。市におきまし
ては加算制でございますから、24時間
とめますと4,200円ということで、
やはりとめる側にとっては、使用する側
にとってはなかなか使用しにくいとい
うこともございます。今回、フォルテ摂津
の自動車の駐車場でございますと、夜間
については、定期の自動車以外は余り使
用されていないというふうな状況でござ
いますので、何とか供用時間内、供用時
間外も含めて、利用の時間を延長して
いただけるようにということも考えまし
て、今回、上限を決めたということが背
景にございます。

それから、駐車場の上限を決めたこ
とによって、どういう変化がなるのかと
いうことでございますけども、現在、フ
ォルテ摂津も含めた自動車を利用されて
いる方の時間の割合と申しますか、その
点につきましては、30分程度の駐車時
間が約30%、1時間で合わせて60%
ぐらいの利用がございまして、2時間
以降につきましては、ほぼもう一けた
ぐらいの数字でしか利用されていない
ということで、何とかその上限を設け
ることによって2時間、3時間とい
うふうな利用の方を、もう少し率を
上げていきたいなというふうな
のがございます。

それから、自転車の方でございませ

れども、一般の2,500円から2,000
円に改正したという、その理由でござ
いますけれども、今般通勤者も含めま
して、なかなか20日程度の日数の利
用が多いということで、週休2日制とい
うこともありまして、大体月のうち20
日ぐらいでございます。市の料金設定
が2,500円ということで、定期で2,
500円をやりますと、イメージ的には
20日しか使っていない方が、なか
なか2,500円でとめられないとい
うことで、ある程度もう少し下げられ
ないかというのが考え方を持っており
ます。実際には2,500円の定期を
払うよりも、1日100円の一時使
用を使った方が得だというふうな利
用者の声もお聞きしてまして、実態
としては、やはりそういうふうなこ
とがございまして、ですから、以前
からも利用者の声もありましたので、
2,500円から2,000円という
ふうに、実情に合わせた料金設定を
考えました。3か月定期におきまし
ても、やはり従来ですと2,500
円掛ける3ということで割引制度が
ございませんでしたので、他市の
状況も調べさせていただきましたと
ころ、やはり3か月定期におきまし
ては、かなりの割引率で下げられる
というふうな実情がございまして、
ですから、摂津におきまして、3
か月定期も割引というふうな形を
とらせていただきました。

1か月、3か月の割引ということで、
減額になるのではないかなと。それ
と、それに対して収支のバランスが
あると思われるということで、どう
いうふうな対応をしていくのかとい
うことでございませけれども、私
ども、ちょっと若干シミュレーション
をさせていただきましたと、現在、
全施設でございませけれども、1
か月の定期の利用契約者が、一般、
学生、障害者を合わせまして1,423
台の契

約がございます。これは今年度の9月末現在の台数でございます。それをそれぞれの割引率で算出いたしますと、1か月全体で約815万円程度の減額ということになります。3か月になりますと、324万2,000円という、そういう数字が出てまいりまして、合計いたしますと1,139万3,000円というふうなものが、減額というふうになってまいります。当然その減額した分をどういうふうにかバーしていくんかということでございますけれども、フォルテ摂津におきましては、9月に電磁式の駐輪ラックを設置した経過がございます。これを料金に格差をつけております。今まで駐輪場の利用者が離れておりました分が、その駐輪ラックをつけることによって、一時使用の方へ帰ってきております。現在約200台ほど一時使用の中で台数が増えてきておりまして、それをその台数が約、仮に200台がずっと1年間使っていただきますと、年間で730万円というふうな収入を考えております。

それから、時間の制約で、その駐輪場へとめられない方があります。それが今、JRの用地とか、それから周辺の放置という形で、自転車が約250台ほど調査の中では出ておりまして、単純計算でございますけれども、その250台の自転車が仮にその駐車場へ、駐輪場へ利用していただければ、ある程度減額の分をかバーできるのではないかなというふうにございます。ですから、シミュレーションをいたしました、先ほどの駐輪ラックをつけたことによって流れてきた利用者が730万、それプラス放置の車両が仮に250台のうち70%、175台が駐車場を利用していただければ、年間420万円ほどの増となりますので、それと合わせますと若干プラスになるのではな

いかなという、単純計算でございますけれどもも考えております。

それから、5時から翌日の午前1時までの利用者の増加による、そういう何かメリットがあるのではないかと。これも先ほどお話ししましたように、現行の6時から11時、あるいは6時半から10時半までの駐輪場の時間の施設がございまして、フォルテ摂津におきましては、もう完全に現行ですと6時から11時以降はもう出せない、入れられないというふうな状況でございます。仮にそれが5時、1時になりますと、電車の利用者におきましては始発、終電を利用されてもとめれるんではないかなということで、現状そういう方が今駐輪場を利用されていない方が、放置あるいはどこかに置かれている自転車が、その延長することによって駐輪場へ入れていただけないかなということで、放置対策にもなるんではないかなというふうに考えております。

それから、学生の原付の、従来設定しておりましたものが、一般と同額になったということでございますけれども、これはもう原付でございますので、高校生も乗ってるバイクがございまして、本来高校生におきましては、三ない運動といいますが、原付バイクを乗らないということで、通常通学にはバイクを使えないというふうなことも考えております。確かに学生の方もおられますけれども、大学生あるいはそういうふうな方がおりますけれども、これはもう通常、道路交通法で言われてます免許保有者でございますので、一般とほぼ変わらないんじゃないかなということで、同額にさせていただきました。あわせまして、やはり自転車と違いましてバイクの形態がいろいろ変わっておりますので、置く面積によっ

でもかなり占有する面積も変わってきますので、そういうことも含めて一般と同額ということで、今回提案させていただいています。

それから、自動二輪の取り扱いということでございます。これはもう以前からずっと私ども検討してまいりまして、やはり自動二輪のスペースが原付に比べまして、やはりかなりとられるということで、やはり新たなそういうスペースを確保していかなあかんということでございます。今現在、JRの用地にかなりそういう自動二輪を含めたバイクが放置されています。JR用地に今対策としてお借りして、そういう駐輪施設を考えておりますが、なかなかまだいい返事をいただいております。仮にその用地をもし使用できるのであれば、その中で自動二輪のスペースを確保していきたいなど。それと、千里丘西側の千里丘第一の駐輪場。これも増設計画を行っております。その中でももし自動二輪のスペースもとれるのであれば考えていきたい。ただし、建物の中におきましては、消防法とかいろんな制約がございます。自動二輪につきましては自転車と同等の施設の中ではとめられないというふうな縛りがございますので、それも今後いろいろ研究してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。駐車時間の延長というのは、費用対効果でそれだけ延ばせないという現状は理解できました。

休場日の取り扱いにつきましても、以前はそういう形の料金を取ったけど、今後はそういうことは取らないという。それで今現状では、そういうとめ置きという形もなくなっているということで、今後そういう対応をされるということで、

これは市民に対しての1つのサービスの向上だと思うんで、これも理解できました。

駐車場の料金の上限設定を設けた背景は、多分8時間で1,700円打ち切りで、明るく日もまた営業開始時間から料金が発生するというので、今まででもどうしてもちょっと旅行へ行ったりするのに、どうしてもフォルテにとめたいけどフォルテは高いというような意見があったんで、この1,700円が適正かどうかというのは、今後のまた課題があろうかと思いますが、近くのタイムスなんかを見ましたら、24時間過ぎたら800円とか、そのぐらいの料金になってます。これは屋内ということで、多分1,700円というのは、今後また今の説明でお聞きしたように、今利用者が少ないから、どうしてもこのぐらいの値段で設定しないと、なかなかやっていけないところもあろうかと思いますが、今後、今言われたようないろんな対策をとられて、できるだけ駐車の方を多くして、料金を下げていただけるような形の努力を、今後ともお願いしておきます。

それと、上限を設けることによって利用状況という形のことも、今お聞きした中で、今の質問と付随します。これで結構です。

自転車におきまして、今言いました定期が下がって、一応1日100円で一時に置く方がいいという形のもので値下げしたということで、これは市民の方に対しても、すごく市民の方は助かるという形のものになると思うんで、これは1つの対策として結構です。これも理解できました。

それと、今、次の1か月、3か月の定期利用者の割合で、今、1,139万円減額になって、今度収支の方が台数が2

00台ふえて、今730万円現実にふえて、250台の放置の部分の70%が入ってきて、一応420万円がふえて、トータル多分プラスになるだろうという、これはもう今の状態ではそういう予測しか立てないところでの数字かと思いますが、これは今後、ある期間を多分見ていかれると思うんですけど、今後の展開をもう少し詳しく、どのぐらいの時点で一度見直して、それによってある程度結果を出されて、こういう状況に持っていきたいという、この数字どおりの形の推移をすれば、全然問題ないかと思いますが、二の矢三の矢という形のところで、被害というんか、欠損が出ないような形の考え方をどう考えられているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

あと、時間延長のところで、今、5時から1時になったという形で、これも今まで利用者は最終電車が出てしまったら、出てしまうまでにその駐輪場が閉まってしまうえば、もうそれを置いて帰らなしようがないという形が、最終電車の着く時間までに延ばしたということは、利用者に対してはすごく大きなメリットになるかと思いますが、これはちょっと私の理解不足かもわからないんですけど、2階のところはラックになって、1階のところは出入りということで、人件費が当然ここも出てきますね、と思うんですけど。その辺が費用対効果という形のところで、どのような人件費の額が見込まれているのか。

原付に関しましては、今お聞きしたような形で、免許証を持っている者が一般も学生と同じという認識はできました。

それと、最終自動二輪、この間もたまたま役所のところに自動二輪で来られてた方があったんで、ちょっとお聞きしてみたんですけど、やっぱり千里丘駅には置

けないんで、そこには自転車で行くという形のところで、やはり今、千里丘駅、今言われた自転車と同じところに自動二輪は置けないという規則はあるんでしたら、千里丘の西口の第一駐輪場のところに、何とか自動二輪が置けるような形にしてもらうことが、市民は同じ足でそういう形で動かれていますんで、やっぱり持って行って違法駐車で引っ張られるというような形がないようなものも、1日も早くつくっていただきたいと、これは要望にしておきます。

以上です。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 1か月、3か月の定期のその区分の割合で、今後そういうふうな、収入との兼ね合いで検討していくのかということでございますけれども、私も今ご説明させていただきました、これはあくまでも単純な計算で算出しております。ただ、現実といたしましては、放置自転車そのものについては随時調査しておりますので、仮に250台の放置自転車が、そういうすべて駐輪場を利用していただければ、一番問題ないのではないかなと思いますけども、放置自転車につきましては、現状としましては減っていかない、逆にふえていくという状況でございますので、そういうことから考えますと、何とか今現在ある放置の自転車をすべて駐輪場を利用させていただく啓発も、十分していかねければならないかなと。期間的にはどうかなということでございますけれども、これはちょっと現状を見てから、利用状況も見ながら考えていきたいなというふうにございますので、これも検討課題ということでしたいと思います。

それから、時間延長することによって、人件費等がございます。フォルテ摂津の

周辺、上の周辺の駐輪ラックにつきましては、これはもう機械式でございますので24時間利用されることが出来ます。地下のフォルテ摂津の自転車の駐輪場でございますは、やはりシルバーの方でお願いしておりますので、仮にこの時間延長を行いますと、約3名体制で考えております。責任者1名、あと要員さんが2名ということで対応をまず考えておまして、それがシルバーでございますので年間300万円の人件費が発生します。それも何とか収入の方で、そういう利用者をもう少し呼び込める努力もしていきたいというふうに考えておりますので、これも実際に、仮に4月1日以降から多くなりますれば、その状況を見ながら考えていきたいというふうに考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 1か月、3か月の形で、今、参事が言われたように放置自転車対策の形で、そこをもう少し厳しくやったら、やっぱりとめるところがあるのに放置するというのは問題になろうかと思えます。とめる場所がなくて放置するという形に対しては取り締まりもできない形は、今まであったように思います。それがこういう形で整備されてきて、やっぱり放置自転車、今、東口やったらサタケの横にまだ多いですし、西口の方は銀行の前とか、1丁目の今、通路とか、あの辺にも放置自転車はすごくあります。そういう形の自転車対策の一環として、厳しくそういう形にも取り組んでいただけるという形を期待しております。

それと、今、8番目の時間延長に対しましても、今、300万円の人件費がかかってくるという形ではありますが、今までと違う取り組みで、また違った視点でいろんな取り組みをなされて、放置自転

車対策という形を真剣にこういった形で取り組んでいただけるという形のことは、感謝しております。また、これを機会に、一層視点を変えた形で、どんどんそういう形でやってもらって、やっぱり一番迷惑されているのは地域に住まれている住民の方で、また、遠くから通勤される方も、やっぱりそういう駐輪場を確保してもらおうという形によって、快適な生活をしていただけると思っていますので、今後ともよろしく願いしておきます。

以上です。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

本保委員。

○本保委員 ただいまご説明をいただいております中で、おおむね理解はできましたんですけども、全体としましては、要望という形になると思えますけれども、今、収入面と支出面の試算をいただいている話を聞かせていただいたんですけども。これが現実、ちょっと現地の方にお聞きをしたり、また、周辺の状態なんかを調査、簡単なものですけどもさせていただいた段階では、朝5時からというのが、始発から終電までということで、利用者の方の利便性の向上ということを目的にしているということもおっしゃっておりましたし、また放置対策にもなるということで考えたというふうにお聞きしております。大変よいことだと思いますけれども、早朝の場合は二、三台しか現状ではないんじゃないかなというふうに思ひまして、6時から割とふえてくる状況にあると思うんですね。朝1時間の延長というものは、検討はどんな形でされたのかなと。あと、深夜の1時までというのは、終電が着いてしばらくの間時間を余裕を持って1時に閉めるということなんですけれども、深夜の場合は二、三十台と非常に利用台数

というか、残っている台数も多いように見受けられましたので、深夜の方の利用は効果が高いんじゃないかなと思うんですね。この早朝の方の、朝1時間延長されたということで、これはどういう形で調査あるいは何かをされて決められたのか。単純に、今おっしゃったように始発からということでお考えになったのか、その辺ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

また、単純計算をしましても収支のバランスが、これでとれるのかなというふうに考えるわけですね。不法駐輪の台数、100%入ったとしましても、採算がとれるのかなと。時間延長で財政の強化ということで、雇用拡大という面では大変いいことだと思うんですね。それとはまた別に、今後の状況を見まして変化していった場合、朝の利用者が極端に少ないので、この1時間の利用がほとんどないとか、結果がこれから検証していただくことですが出た場合は、どのように対応していこうとされているのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 1時間の時間帯の利用の調査ということでございます。これはフォルテ周辺のラックを設置いたしました以降、確かにフォルテ地下の駐輪場に利用されている方が、6時からしか開場しませんので、門の前に自転車を置かれて通勤されるというふうなことも聞いております。台数は確かに3台であったり、それ以外の台数もあったということはありますが、やはり一番の我々調査した中では、その駐輪ラックを設置して、これが当初、考え方といたしましては、商業施設で利用される方の、買い物客用の駐輪ラックも含んでおります。それが

10時から開場しますが、そのラックを設置して開場した段階では、今現在、始まる前でも100台程度ラックへとめられていると。場合によっては、それ以上の台数がもう既に7時、8時台で確認できると。その利用者の方に聞きますと、やはり6時では使えないということで、そういうラックされたことによって、時間、料金は地下に比べますと、地下は100円ですけれども、2時間無料の200円です。それでも構わないというふうな方が声が多々ありまして、それを事業主体の担当者に聞きますと、やはりそれぐらいの台数はありますよと。それでもってまたトラブルが多いんですということもありましたんで、そういう調査いたしますと、100台程度は常にとめてしまうということで、現実には買い物客の方がとめられないような状況にございます。ですから、5時に時間延長しますと、やはり200円より100円の方がいいと。ただ、地下へほり込むという、使われる方の考え方もありますけれども、地下にほり込むという方の計算はありますけれども、料金からいきますと100円安くなりますので、その方を呼び込んでいきたいということもあって、時間の1時間延長をしました。

これは、それとあわせて以前から時間延長ということは、始発終電に合わせないかということも過去声がございましたので、それもタイミング的にはそういうこともありましたので、今回、延長ということで考えております。ただ、1時間延長したことによって、そしたらどこまでふえるかというのは、今、説明させてもらった100台程度の、その自転車がまず対象ということも考えております。

それから、今後の状況によってどうい

うふうに検証していったって、それでもなおかつ効果がないということはどないするねんということでございます。そういうことがあっては、私ども担当としては困る話なんですけれども、現状としましては、まだ現在そこまではまだ考えておらないんですが、とにかくこの料金設定によって、何とか利用率を上げるために、啓発も含めて呼びかけていきたいなというふうに考えております。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 大変よくわかりました。事前に調査もきちっとして、市民の皆さんの声も聞き取りをして、やはり要望におこたえするようというところで、今回、こういう形にしたということでお答えいただいたと思いますけれども、その点はまだ非常にやはり評価できると思います。

やはり将来的なことは一応わからないんですけれども、往々にして一たんこういう形で実施をしますと、それまでは一応検証したりとか、いろんな調査をしたりしますけれども、その後はなかなか検証がされていないケースもあるかと思えます。やはり、市の財政の現状とかを考えると、利便性も図りつつ、市民の皆さんのサービスも向上するのは当然のこととして、もう一方ではきちっといろんな施策のその後について、その展開を検証していったって、マイナスになる部分があれば、その都度議論をして改正をしていくと、このような形で行っていかねばならないのではないかと考えております。しっかりと市民の皆様、今おっしゃったように利用率を高めていただけるように啓発等を、呼びかけもしっかりしていただいて、料金もこのような形で改正をしましたということで、ぜひ多くの皆さんに不法の駐輪の形ではなくって、きちんと駐輪をして、市長がおっしゃってお

ります、やはりものを大切に節約ということも含めて、呼びかけもきちんとしていただければ、市民の皆さんに、やはりせっかく要望におこたえして実施をしようとして、このような改正をされますので、喜んでいただけるような形で充実した啓発活動も今後行っていただきたい。検証もしっかりしていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第72号及び議案第73号の審査を行います。本2件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第68号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定し

ました。

議案第72号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第73号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第81号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第82号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時53分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

請願第2号の審査を行います。

紹介議員から説明を求めます。

野口議員。

○野口議員 私の方から、請願第2号、下水道使用料金の値上げ中止を求める請願について、その趣旨を説明させていただきます。

お手元の請願文書表に記述をしておりますが、請願の趣旨であります。摂津市の下水道の健全化計画では、平成19年度15%値上げする計画を持っていま

す。現状で市民生活を見ますと、特に税制改正によって、今年度住民税の増税も含めて、いろんな税、保険料等々で大変な負担が出てきた年でもありましたし、もしこれが値上げがされますと、さらに一層負担がふえますので、それをやめてほしいと。

もう一つは、摂津市は下水道会計の会計そのものの管理体制等健全化計画についての問題があります。当委員会にこれまでご説明があったと思うんですけども、この間4,000万円もの下水道使用料金未徴収事件や、2,000万円もの受益者負担金の不納欠損、1,600万円の徴収漏れなど、こういうことが明らかになりまして、最近では人口普及率の問題についての報告があったかと思えますけれども、改めてこの管理体制の問題についてまだ進行形でありますので、きちんとした改善の方向を出すべきでありますし、この間、摂津市の場合、一般会計本体予算が大変だということで、値上げを含めた下水道会計の努力も含め、独自で平準化されたことで起債を起こすよという、そういうことで来てますが、その関係で平成16年から21年度を見ますと、約80億円の一般会計からの繰り入れ削減も入っておりますし、そういったものを含めて、きちんとした下水道会計の事業計画について、この時点で見直すべきだと思っています。

そういう状況を受けて、この間、平成13年度に15%、16年度に11.5%の改定が行われましたけれども、これ以上の値上げをしないという方向で、行政として努力をすべきだというのが請願趣旨であります。

請願項目としてはここに書いてますように、2007年度からの下水道使用料金の値上げ計画を中止すること。2つ目

には、未整備地域の計画的な整備を進めていくこと。以上2点であります。請願者としては、摂津民主商工会会長、坂本雅義氏であり、本日131名の追加の署名数を提出しまして、合計で4,631筆の署名を添えています。ぜひ委員の皆さんにはご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

木村委員。

○木村委員 大体請願の趣旨等については理解をするんですけども。この請願項目の1点目の、2007年度からの下水道使用料の値上げを中止をすることということなんですけれども、説明者も申されたように、市の方では健全化計画15%の値上げという一定の考えがありまして、その点では、我々としては何が何でも絶対値上げは反対だということにはできないんですけども、今、吹田市が水道料金の実質的な値下げ、10トン未満を、5トンから1トン刻みにやっぱりやっていくという方法をとっておられましたし、それにやはり下水料金というのは連動してきます。そういう点では、そういう10トン以下の細分化についても、やはり市の方で考えてもらうということも、1つの方法として。そういう10トン未満の非常に生活困窮者あるいは年金生活者、あるいは生活保護の世帯、その人たちの、やはり水道の栓をひねれば下水道に料金がカウントされていくという状況の中で、やはり弱者救済という点ではそういうことで、細分化していくということは非常にいいことだと思いますし、もう一方では、やっぱり市内の大手の企業の中でも、やはり取水権という形の中で、1万トンをくみ上げて1,000ト

ンを使用料を通さずに鳥飼水路の方に放流しているというケースもありますし。

そういう点では、やはり今の社会の格差社会、まさにそのことが象徴していると思うんですけども。やはり1万トンの水をくみ上げて、やはり製造工程の中で、仮に冷却水という形であったとしても、一応そういう工場の中で使用した水は悪水です。そういうやっぱり悪水を使用料を取らずに流しているという実態もありますし、その点では、市としてもそういう社会的格差を是正するという立場で、やはり値上げはやっぱりするにしても、その辺のことは十分考慮してやってもらいたいという、私は一定の考えを持っています。

そういう点では、このもう請願項目、これで請願が集められましたし、項目を変えるということについては、それは難しいことだと思うんですけども、そういう形で弾力的にその辺を、私が今申し上げたような形の中で請願項目の一部を、やっぱり修正という形をとっていただければ、私は賛成ということにはなっていくんですけども、このままでいかれますと、ちょっとなかなか賛成ということ難しいんで、そうかといって反対ということにもできませんし、大変苦慮しております。そういう点で、一定、請願者の方で、そういう項目の変更等が可能なかどうか、その辺のことをちょっと一遍お聞かせ願いたいと思います。

○山本靖一委員長 野口議員。

○野口議員 ご答弁申し上げます。

2点のご意見が出されて、請願内容の修正というところのご質問だと思いますけれども、ご意見があった1つの、いわゆる少なく使っている方々に対する実態に合わせた徴収という点では、私たちも賛成でありますし、そういうふうに改善

するように、私たちも努力をしていきたいと思っています。

後半の問題について、いろんなご意見もあろうかと思えますので、今後、適正な下水道の事業という点で、改善ができれば改善していただきたいと思っております。

結論的に項目の修正という点では、個人的にはこの場ではお答えできませんけれども、そういうご意見があったということで、一回ご相談をさせていただきたいと思っています。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 請願者の方で一定検討をさせてもらいたいという意向もありますし、そういう点では、まだ理事者の方から具体的に値上げの案が出てきておりませんし、やはりこれから3月議会、あるいは6月議会に向けて、行政の方もそのことについて検討してもらえるかどうかということの、やはり私は模索をしていきたいと思えますし、その点では、この請願については、4,500ほどの署名を集めておられますし、その署名者の思いというのは、大変私は強いと思えますし。そういう点では、委員長にお取り計らいをお願いしたいんですけども、やはり議会としても、もう少しこの問題については継続をして、審議をしていくという形にさせていただいたらいかがなもんかと思うんですけども、その辺は委員長の方でお取り計らいをよろしくお願いしたいと思えます。

○山本靖一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時 5分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

請願第2号については、閉会中の継続審査にすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

以上で本委員会を閉会します。

(午前11時14分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山 本 靖 一

建設常任委員 本 保 加津枝